

番号	質問内容	回答
1	どういった事業が対象となりますか？	例として、以下のような事業が考えられます <ul style="list-style-type: none"> ・パレット、フォークリフト、トラックのパワーゲート導入による荷役業務軽減 ・荷役時間短縮のための出荷レーンの複線化 ・トラックと倉庫の段差の解消のための倉庫等改修 ・荷待時間短縮等のための、倉庫等の改修 ・船舶や鉄道へのモーダルシフト ・配車システム等の導入 ・燃油サーチャージの導入
2	ホワイト物流宣言とは何ですか	トラック運転者不足が深刻になっていることに対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に役立つことを目的として、 <ul style="list-style-type: none"> ・トラック輸送の生産性向上・物流の効率化 ・より働きやすい「ホワイト」な労働環境の実現 以下に取組む運動です。
3	ホワイト物流宣言は申請時にしていなくてはいけませんか？	補助金の交付申請段階では、事業計画書に宣言する予定のホワイト物流宣言項目を明記していただきます。 実際に宣言をしたことを確認する書類は、実績報告時にご提出いただければ結構です。
4	ホワイト物流宣言を行う前の経費も補助対象となりますか	交付決定以後の経費は補助対象となります。ホワイト物流宣言を先に提出することが望ましいですが、前後は問いません。
5	県外の荷主と共同して申請できますか	県内に本社、工場、店舗等の主要施設を有する中小事業者であれば可能です。補助対象となる取組は、主に鳥取県内で行われるものに限りです。
6	県外の荷主工場・倉庫での取り組みも対象となりますか	基本的に対象となりません。
7	県外にあるの荷主工場の荷役改善のためにフォークリフトを購入したいのですが	補助対象とはなりません。
8	既に発注したものは対象となりますか	補助事業への着手は、交付決定後を想定しています。 この点、令和4年12月22日（予算議決日）以降、交付決定前に着手することも可能ですが、交付決定前に着手したものは、補助対象にならない場合もあるため、納期や緊急性などの状況を踏まえ、事業者の責任と判断により実施してください。
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		